

厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので 同条第九項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十六年九月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣臨時代理

国務大臣 小野 清子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	通し番号
1	酸化水銀（ ）	(1) - 4 3 6
2	1 - <i>tert</i> - ブチル - 3 , 5 - ジメチル - 2 , 4 , 6 - トリニトロベンゼン	(3) - 4 3 0
3	シクロドデカ - 1 , 5 , 9 - トリエン	(3) - 2 2 3 9

4	シクロドデカン	(3) - 2 2 4 0
5	1 , 2 , 5 , 6 , 9 , 1 0 - ヘキサブロモシクロドデカン	(3) - 2 2 5 4
6	1 , 1 - ビス (<i>t e r t</i> - ブチルジオキシ) - 3 , 3 , 5 - トリメチルシクロヘキサン	(3) - 2 3 4 1
7	テトラフェニルスズ	(3) - 2 5 7 2
8	1 , 3 , 5 - トリブロモ - 2 - (2 , 3 - ジブロモ - 2 - メチルプロポキシ) ベンゼン	(3) - 2 8 5 5
9	<i>O</i> - (2 , 4 - ジクロロフェニル) = <i>O</i> - エチル = フェニルホスホノチオアート	(3) - 3 3 7 1
1 0	1 , 3 , 5 - トリ - <i>t e r t</i> - ブチルベンゼン	(3) - 3 4 2 7
1 1	ポリブロモビフェニル (臭素数が 2 から 5 のものに限る。)	(4) - 1 8

1 2	ジペンテンダイマー又はその水素添加物	(4) -	6 7
1 3	2 - イソプロピルビシクロ [4 . 4 . 0] デカン又は3 - イソプロピ ルビシクロ [4 . 4 . 0] デカン	(4) -	5 7 7
1 4	2 , 6 - ジ - <i>t e r t</i> - ブチル - 4 - フェニルフェノール	(4) -	8 2 1
1 5	ジイソプロピルナフタレン	(4) -	9 6 1
1 6	トリイソプロピルナフタレン	(4) -	9 6 1
1 7	2 - (2 <i>H</i> - 1 , 2 , 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 4 , 6 - ジ - <i>t e r t</i> - ブチルフェノール	(5) - (5) -	3 5 8 0 3 6 0 4
1 8	2 , 4 - ジ - <i>t e r t</i> - ブチル - 6 - (5 - クロロ - 2 <i>H</i> - 1 , 2 , 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) フェノール	(5) - (5) -	3 5 8 1 3 6 0 5